

**改正**

平成17年12月22日規則第182号

平成22年2月26日規則第17号

平成25年12月25日規則第34号

平成31年3月26日規則第7号

令和3年3月9日規則第29号

柳井市大畠総合センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、柳井市大畠総合センター条例（平成17年柳井市条例第69号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

**第2条** 条例第4条の規定に基づき、利用の許可を受けようとする者は、利用期日の7日前までに柳井市大畠総合センター利用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めるときは、申請者に対して柳井市大畠総合センター利用許可書（別記第2号様式）を交付する。許可事項を変更するときも同様とする。

(定義)

**第3条** この規則において「利用日時」とは、実際に利用する日時のほか、その準備、設備等を原状に回復するために要する日時を含めたものをいう。

(利用料金の減免)

**第4条** 条例第9条の規定に基づき、利用料金の減免を受けようとする者は、柳井市大畠総合センター利用料金減免申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の取消し承認)

**第5条** 条例第4条の規定により、利用許可を受けた者が、その後やむを得ない理由により利用できなくなった場合は、柳井市大畠総合センター利用取消承認申請書（別記第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の還付)

**第6条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰せられない事由により利用することができないとき。
- (2) 利用期日の10日前までに利用者が利用を取り消したとき。
- (3) 指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(遵守事項)

**第7条** 大島総合センターの利用者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を許可されていない施設又は附属物を利用しないこと。
- (2) くぎ打ち、張り紙等、建物その他の物件を損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 設備の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を得ること。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 利用後の清掃、整理その他原状回復については、係員の指示に従うこと。
- (6) 指定管理者の許可を受けた場合を除き、大島総合センター内で物品の販売又は寄附金の募集等をしないこと。
- (7) 他の利用者に対して、迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 利用後は、備付けの利用日誌に必要な事項を記入すること。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(入場の制限)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退館を命ずることがある。

- (1) 感染症疾患があると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (3) 館内の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者

(休館日)

**第9条** 大島総合センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(冷暖房の利用料金)

**第10条** 冷暖房については、別表の利用料金を利用期日までに納付しなければならない。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 2月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大島町老人福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和62年大島町規則第3号）又は大島町保健センター設置及び管理条例施行規則（昭和62年大島町規則第4号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の規則の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の規則の例による。

## 附 則（平成17年12月22日規則第182号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 この規則の施行の際、現に受けている利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則（平成22年 2月26日規則第17号）

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

## 附 則（平成25年12月25日規則第34号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に納入通知を行った使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

## 附 則（平成31年 3月26日規則第 7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に納入通知を行った使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月9日規則第29号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**別表**（第10条関係）

柳井市大畠総合センター冷暖房利用料金

階	室名	単位	冷暖房利用料金
1階	研修室	1時間につき	120円
	娯楽室(1)	1時間につき	130円
	娯楽室(2)	1時間につき	130円
2階	健康増進室	1時間につき	850円
	栄養指導室	1時間につき	160円
	健康指導室	1時間につき	90円

別記

第1号様式（第2条、第4条関係）

柳井市大畠総合センター利用許可申請書  
柳井市大畠総合センター利用料金減免申請書

利用日時	時間	室名	参集予定 人 員	冷 暖 房 利 用 の 有 無	利用目的（具体的に記 入のこと。）
月 日	時 分から 時 分まで		人	有無	
<p>(1) 利用後は直ちに原状に復し、室の内外を清掃し係員に引き渡すこと。</p> <p>(2) 利用により建物、器具等を破損又は滅失したときは、損害賠償を命ずることができる。</p> <p>(3) 以上のほか柳井市大畠総合センター条例施行規則に定められた条項は、厳守すること。</p>					
<p>柳井市大畠総合センター条例、柳井市大畠総合センター条例施行規則その他諸規定を遵守しますから上記のとおり申請します。</p>					
<p>年 月 日</p> <p>(宛先) 指定管理者</p> <p style="text-align: right;">責任者 住所 氏名</p>					
受付印	決裁者印	許可	利用料金		
		許否	円		

柳井市大畠総合センター利用許可書

利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用場所	研修室 娯楽室(1) 娯楽室(2) 健康増進室 栄養指導室 健康指導室
利用器具及び器材	
利用条件	条例、規則等を遵守し係員等の指示に従うこと。
利用目的	
利用料金	円

上記のとおり柳井市大畠総合センターの利用を許可します。

年 月 日

様

指定管理者

㊟

第3号様式（第5条関係）

柳井市大畠総合センター利用取消承認申請書

利用許可番号	
利用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 まで</p>
利用場所	<p>研修室      娯楽室(1)      娯楽室(2)      健康増進室</p> <p>栄養指導室      健康指導室</p>
利用目的	
取消理由	

上記理由が生じたので、柳井市大畠総合センター条例施行規則第5条の規定により、取消承認を申請します。

年 月 日

(宛先) 指定管理者

責任者 住所

氏名